

平成28年度税制改正要望

埼玉県農業会議

税項目	要望事項	要望内容
1 相続税・贈与税	納税猶予制度の拡充(圃場整備に係る農地)	農地利用の最適化を推進するためには、基盤整備を推進する必要があります。しかし、基盤整備事業を実施する中で、納税猶予適用農地を道路や水路等に用地として利用する場合は、納税猶予の期限確定事由に当たってしまうため、基盤整備の推進の阻害要件となっております。そこで、基盤整備を実施する際に、納税猶予制度適用農地を道路、水路等の用地として無償提供する場合は、期限確定事由に該当しないように措置していただきたい。
2 相続税・贈与税	納税猶予制度の適用範囲の拡大	納税猶予制度の対象地に、農業経営に必要不可欠な以下の土地についても含めていただきたい。 1 農業用施設用地および農家敷地内で農作業場等で利用されている土地 2 肥づくりに利用している平地林 3 地方公共団体や農協等が整備している市民農園
3 相続税・贈与税	農業投資価格の見直し	納税猶予制度を適用した場合に、納税の対象となる水田の農業投資価格について、現在の米価を勘案した価格に見直しを行っていただきたい。
4 相続税・贈与税	市街化区域内農地における新たな税制措置の創設	市街化区域内の納税猶予適用農地においても、特定貸付け制度と同様な税制措置を設けていただきたい。
5 登録免許税	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減の継続と拡充	平成26年に設けられた農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、平成27年度末で期限が到来することから、農地の集約化等を推進するために継続をしていただきたい。
6 固定資産税	農業用施設用地の固定資産税に対する軽減措置	農業経営に必要不可欠な農家敷地内の農業用施設用地に課せられる固定資産税について、農地並の課税とする軽減措置を創設していただきたい。
7 固定資産税	再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の延長	平成24年に創設された再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の軽減措置について、平成27年度末に期限が到来することから、今後の農山漁村の活性化等のために継続をしていただきたい。

8	所得税	青色申告の純損失の繰越控除期間の延長	農産物の価格低下等により農業経営は非常に苦しくなっていることから、青色申告の純損失の繰越控除期間について、個人の場合に関しても法人と同様に9年にしていきたい。
9	所得税	農業経営基盤強化準備金制度の対象の拡充	農業経営を行う上で、トラック、フォークリフトなどの運搬具は必要不可欠である。そこで、運搬具の整備に関しても農業経営基盤強化準備金制度の対象となるよう拡充していきたい。
10	所得税・法人税	特定農産加工品生産設備等の特別償却の延長	現在、6次産業化を目指す農業者が増えつつあるため、平成27年度末に期限が到来する特定農産加工品生産設備等の特別償却の制度の延長をしていきたい。
11	消費税	消費税引き上げに伴う、申告事務等の簡素化	消費税率の引き上げにより複数税率の導入などの軽減措置が実施された場合は、農業者が経理、申告の事務をする際に大きな負担が生じないような措置を講じていきたい。